

# 青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則

平成22年3月31日  
規則第19号

改正 平成23年3月31日規則第9号  
平成31年3月20日規則第17号  
令和2年2月17日規則第3号

平成29年2月8日規則第4号  
平成31年3月29日規則第31号

## (目的)

第1条 この規則は、青少年の健全育成に資するため、青少年健全育成活動を行う団体の情報を登録し、青梅市民（以下「市民」という。）に提供するとともに、その活動を支援するための必要事項を定めることを目的とする。

## (対象)

第2条 登録の対象となる団体は、継続して青少年の健全育成を推進すると青梅市長（以下「市長」という。）が認める団体とする。

## (団体の条件)

第3条 登録できる団体は、次の各号に掲げる条件をすべて備えていなければならない。

- (1) 青少年の健全育成を目的とした活動を行う団体であり、その活動内容が青少年に対するものであること。
- (2) 市民に開かれた団体であること。
- (3) 代表者は、成人であること。
- (4) 代表者、指導者、世話人等を除く構成員は、すべて中学生以下であり、同一種目の他団体に所属していない者が10人以上であること。
- (5) 構成員の過半数が青梅市の区域内（以下「市内」という。）に在住、在勤または在学する者で構成され、活動の拠点が市内であること。

## (登録)

第4条 登録をしようとする団体は、青梅市青少年健全育成団体登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 予算書・決算書
- (3) 事業計画書
- (4) 規約
- (5) 登録をしようとする年度の前年度における公の施設の使用状況に関する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請を行う場合において、同項各号に掲げる書類を提出することができないことについて市長がやむを得ない事情があると認める団体については、市長は、当該書類の提出を別に定める期日まで猶予することができる。

## (承認等)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録を承認したときは、青梅市青少年健全育成団体登録承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を交付し、青梅市青少年健全育成団体登録簿（様式第3号。以下「登録簿」という。）に登載しなければならない。

2 前項の規定により承認された団体の登録有効期間は、登録した年度の末日までとする。

## (変更)

第6条 登録された団体（以下「登録団体」という。）は、承認された内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

## (情報の提供)

第7条 市長は、登録団体の情報を市民に提供するものとする。

## (制度の適用および制限)

第8条 登録団体は、次の各号に掲げる制度の適用を受けることができる。ただし、団体の目的以外の活動をするとき、この限りでない。

- (1) 青梅市市民センター条例施行規則（平成20年規則第14号）第6条第3号に規定する使用料の

免除

- (2) 青梅市総合体育館条例施行規則（平成22年規則第13号）第7条第1項第3号に規定する使用料の免除
  - (3) 青梅市体育施設条例施行規則（平成22年規則第14号）第9条第1項第3号に規定する使用料の免除
  - (4) 青梅市福祉センター条例施行規則（昭和46年規則第23号）第6条第4号に規定する使用料の免除
  - (5) 青梅市御岳交流センター条例施行規則（平成26年規則第11号）第7条第3号に規定する使用料の免除
  - (6) 青梅市永山公園風の子・太陽の子広場キャンプ場管理規則第8条第3号に規定する使用料の免除
  - (7) 青梅市文化交流センター条例施行規則（平成30年教育委員会規則第7号）第7条第2号に規定する使用料の免除
  - (8) 青梅市ふれあいセンター条例施行規則（平成3年教育委員会規則第1号）第7条第3号に規定する使用料の免除
  - (9) 青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成21年教育委員会規則第7号）第9条第4号に規定する使用料の免除
  - (10) 青梅市美術館条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第6号）第9条第3号に規定する使用料の免除
- 2 登録有効期間内において、当該登録有効期間満了後における使用日にかかる使用申請を行う場合で、引き続き登録団体となることを予定する団体がその旨を申し出て当該使用申請を行い、当該使用申請に対する使用承認を受けたときは、当該使用承認にかかる使用料については、前項に規定する制度の適用を受けることができる。
- 3 前項の規定により第1項に規定する制度の適用を受けた団体が、当該使用日において登録の承認を受けていないときは、前項の規定にもとづいて適用を受けた免除の決定を取り消すことができる。  
（登録の制限）

第9条 次の各号に掲げる行為を行う団体は、登録団体となることができない。

- (1) もっぱら営利を目的とする活動
- (2) 特定の政党または公選による公職の候補者を支持し、またはこれに反対すること。
- (3) 特定の宗教を支持し、またはこれに反対すること。
- (4) その他公序良俗に反すること。

（承認書の保管および提示）

第10条 登録団体は、承認書を保管し、必要に応じて提示しなければならない。

（承認の取消し等）

第11条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録の承認を取り消し、登録簿から抹消することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 承認書の提示を拒否したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

（委任）

第12条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、第1条の規定による改正後の青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則の規定（中略）は、平成23年3月1日から適用する。

（青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則にもとづき登録の承認を受けた団体で、施行日以後の使用に関し、使用の承認を受け、かつ、改正前の青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則第8条各号に掲げる制度の適用を受けているものについては、改正後の青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則第8条第2項の規定にもとづき同制度の適用を受けたものとみなす。

付 則（平成29年2月8日規則第4号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則（平成31年3月20日規則第17号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。（後略）

付 則（平成31年3月29日規則第31号抄）

1 この規則は、青梅市文化交流センター条例（平成30年条例第34号）の施行の日から施行する。

（青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則の一部改正に伴う経過措置）

3 この規則の施行の際、改正前の青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則にもとづき登録の承認を受けた団体で、施行日以後の使用に関し、使用の承認を受け、かつ、改正前の青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則第8条各号に掲げる制度の適用を受けているものについては、改正後の青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則第8条第2項の規定にもとづき同制度の適用を受けたものとみなす。

付 則（令和2年2月17日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。